

第3回インダストリオール・グローバルユニオン 世界大会概要

金属労協/JCM国際局長 高城 牧子

第3回インダストリオール・グローバルユニオン世界大会関連諸会議(女性委員会、執行委員会、アジア太平洋地域大会、決議委員会、世界大会)が、新型コロナウイルス感染症のため、当初開催を予定していた2020年10月から一年遅れで、2021年9月6～15日にかけて完全Webで開催された。世界大会テーマは「公正な未来のために団結しよう」。インダストリオール本部のあるジュネーブから世界に配信された。

金属労協からは顧問・議長・副議長・事務局長を初め、代議員35名(内女性14名)、オブザーバー20名(内女性9名)が、アジア太平洋地域大会(9月7日)、第3回世界大会(9月14～15日)に参加した。世界全体では、111カ国、434組合、オブザーバー参加を含めて2897名が世界大会に参加した。

初の完全Web開催の世界大会に向けて、インダストリオール本部は1000人近い代議員への対応、電

子投票システムなど技術的な問題に処するため準備を重ねた。Web開催のため代議員登録人数は通常の対面の世界大会より制限されたこともあり、オブザーバー参加を制限なしで受け付ける形に対応した。世界大会開催時間は欧州との時差が7時間あり日本時間の深夜に及んだため、金属労協の参加者の多くは在宅での参加となったが、参加者間の情報交換・意見発信のためのツール(More Note Hello)の活用や、大会資料集を電子データ化し、金属労協ホームページの特設サイトで随時共有する等の取り組みも進めた。

世界大会の主な課題・議論の焦点は、
●規約改正、
●会長・副会長・書記長・書記次長・会計監査・地域執行委員の選挙、
●2021～2025年の活動の核となるアクションプランの採択、
である。

規約改正にあたっては、規約改正作業部会(高倉金属労協顧問が委員)が設けられ、一年以上かけて活発な議論が交わされた。規約改正の争点となつたのは、女性参画4割を全ての活動に義務とするか目標とするか、書記長の人数、副会長の任務、地域活動について、である。なお、加盟組織からは約100件の規約改正提案がインダストリオール本部に提出された。

金属労協が規約改正に向けて主張した点は、女性参画に関しては、4割は目標とすべき(但し、執行委員の女性4割義務には賛成)、副会長の役割の明記・強化、地域活動の強化、の3点であった。女性参画推進に関しては、インダストリオール女性委員会を中心に、全ての活動に女性参画4割を義務とすべきという強硬な意見が多く出され、大会直前まで規約改正の議論は難航したが、主要加盟組織間で調整が行われた結果、金属労協は最終的に、執行委員の女性4割に加えて、大会代議員の女性4割を義務とすることの2点に同意した。議論の後、大会初日に規

約改正案は電子投票に付され、その日のうちに結果が発表された。主な規約改正は別表の通り。

大会初日は、規約改正・役員選挙の他、本部書記局報告・財政報告が行われ、両報告が全会一致で採択された。

■役員選挙

多くの立候補者があつたが、大会直前まで続いた調整により、候補者の一本化がはかられた。役員選挙も電子投票で行われ、ホフマン会長が再選され、書記長にアトレ・ホイエ氏、書記次長にケマル・ウズカン氏に加え、金属労協から派遣しているインダストリオール造船・船舶解撤部門、ICT電機・

■規約改正

規約改正にあたっては、規約改正作



女性参画関連の規約改正に対して発言する 装姿丸常任幹事



役員選挙に対して発言する高倉顧問

■アクション・プランと決議案採択…
アクション・プラン案は、

- ①労働者の権利の促進、
- ②組合の力の構築、

電子部門部長の松崎寛氏、女性書記次長に南アフリカNUMSA出身のクリスティン・オリビエ氏が選出された。金属労協からは、高倉明顧問が、副会長・アジア太平洋地域共同議長・執行委員に再選され、自動車総連の村上瑞紀国際局部長が女性執行委員代理に選出された。このほか日本からは会計監査にU Aゼンセン国際局長の中野英恵氏、執行委員にU Aゼンセン会長の松浦昭彦氏、女性執行委員にJ E C 連合副会長の安原三紀子氏、執行委員代理に電力総連会長の坂田幸治氏が選出された。

■主な規約改正一覧

< 女性参画関連 >

| 現行規約 | 改正後 |
|--|---|
| 第 11 条 一 大会への参加 (適用: 2025年の大会から) 代議員の少なくとも 30% を女性にしなければならない。すべての加盟組合は、40% の女性参画率達成のために努力すべき。 | 代議員の少なくとも 40% を女性 にしなければならない。 |
| 第 13 条 (e) 大会の任務 (適用: 2025年の大会から) インダストリオールは、会長、副会長、書記長及び書記次長と定義されるグループとしての選出指導部について 30% を女性で構成するために努力する。 | インダストリオールは、会長、副会長、書記長及び書記次長と定義されるグループとしての選出指導部について 40% を女性 で構成するために努力する。 |
| 第 16 条 執行委員会のメンバー (適用: 今回の大会から) 6 地域それぞれから選出される執行委員のうち最低 30% を女性とする。 | 6 地域それぞれから選出される執行委員のうち 最低 40% を女性 とする。 |

< 指導部関連 >

| 現行規約 | 改正後 |
|---|-------------------------------|
| 第 13 条 (e) 一 大会の任務 (適用: 今回の大会から) 会長、書記長、書記次長 3 名の選挙。 | 会長、書記長、書記次長 最大 3 名 の選挙 |

< 地域・副会長関連 >

| 現行規約 | 改正後 |
|---|---|
| 第 28 条 一 地域 (適用: 2025年の大会から) | インダストリオールの各地域は、地域執行委員会を設置することができる。 |
| 各々の地域大会は、地域における活動を調整するため、インダストリオールの執行委員の中から男女各 1 名、計 2 名の議長を選出する。 | 地域大会は、副会長と共に地域の活動を調整するために、女性 1 名、男性 1 名の合計 2 名の共同議長を地域のインダストリオール執行委員の中から選出することができる。 |
| 第 22 条 一 副会長の任務 (適用: 2025年の大会から) | 副会長は、各地域執行委員会のすべての会議の議長を務める。副会長は、各会議の業務が規約ならびに関連する議事規則に則って確実に行われるようにする。 |
| | 副会長は、地域におけるインダストリオール・アクション・プランの実施及び各地域特有の問題に関する一般政策の立案にあたって、地域事務所と協力する。地域事務所および書記局は、副会長と協力する。 |
| | 副会長は、第 16 条に規定される女性代表に従って、各地域の執行委員の選挙及び代理人選挙を調整するものとする。 |

- ③グローバル資本への対抗、
- ④持続可能な産業政策、の 4 つの項目で構成され、議論の結果投票に付され、採択された。(詳細は 18 ページで解説)
- 決議案は大会中に提案された動議案も含めて、11 の決議が採択された。
- ①強力で団結した活発なインダストリアル・グローバルユニオンの構築
- ②その他の国際産業別組織 (GUF) との協力に関して
- ③ミャンマーに関する決議
- ④エスワティニに関する決議
- ⑤アフガニスタンに関する決議

- ⑥韓国に関する決議
- ⑦アルジェリアに関する決議
- ⑧ベラルーシに関する決議
- ⑨インドネシアに関する決議
- ⑩青年に関する決議
- ⑪インダストリアル、加盟組織および仕事の世界における不平等、性別、女性蔑視およびジェンダーに基づく暴力の根絶を求める決議
- 2 日間の世界大会中に金属労協からは、大会初日の規約改正の女性参画の議論で、袈裟丸金属労協常任幹事／基幹労連中央執行委員、本部書記局

報告に対して浅沼金属労協事務局長、役員選挙の際に高倉金属労協顧問、大会 2 日目のアクション・プラン議論の際に、インダストリアル造船・船舶解撤部会長である神田金属労協副議長／基幹労連委員長が発言を行った。インダストリアル ICT・電機電子部会長である神保金属労協副議長／電機連合委員長も発言を予定していたが、時間の関係で発言はビデオメッセージとして本部のウェブサイトに掲載することとなった。